

○国立大学法人筑波技術大学特別聴講学生規程

〔平成 17 年 10 月 3 日
規 程 第 74 号〕

最終改正令和 7 年 3 月 28 日規程第 37 号

国立大学法人筑波技術大学特別聴講学生規程

(趣旨)

第 1 条 他の大学、大学院又は短期大学（外国の大学、大学院又は短期大学を含む。以下「他大学等」という。）の学生で、国立大学法人筑波技術大学学則（平成 22 年学則第 1 号。以下「学則」という。）第 12 条及び第 48 条に規定する本学への入学資格に該当し、第 39 条及び第 71 条の規定による、本学の授業科目を履修しようとするもの（以下「特別聴講学生」という。）の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(他大学等との協議)

第 2 条 特別聴講学生の受入れに係る本学と他大学等との協議は、次に掲げる事項について、教育研究評議会の議を経て学長が行う。

- (1) 授業科目の範囲
- (2) 学生数
- (3) 単位の認定方法
- (4) 履修期間
- (5) 授業料等の費用に関する取扱い
- (6) その他必要な事項

(受入れの許可)

第 3 条 特別聴講学生の受入れの許可は、前条の協議の結果に基づき、学長が行う。

(学業成績証明書の交付)

第 4 条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を終了したときは、学長は、産業技術学部長、保健科学部長、共生社会創成学部長又は技術科学研究科長の報告に基づき、学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第 5 条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第 6 条 特別聴講学に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

- 2 特別聴講学生が他の国立大学法人の大学、大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 3 特別聴講学生が公私立の大学、大学院若しくは短期大学（以下「公私立の大学等」という。）の学生又は外国の大学、大学院若しくは短期大学等（以下「外国の大学等」という。）の学生であるときは、本学が定める額の授業料を徴収する。ただし、本学と公私立の大学等との間における大学間相互単位互換協定により、当該特別聴講学生の授業料が不徴収と

されている場合は、この限りでない。また、外国の大学等との間における大学間交流協定若しくはこれに準ずるものにより、当該特別聴講学生の授業料が相互に不徴収とされている場合も同様とする。

4 納付した授業料は、返付しない。ただし、国立大学法人筑波技術大学における授業料その他の費用に関する規程に定めがある場合は、この限りでない。

(実験実習費)

第7条 実験及び実習に要する費用は、特別聴講学生の負担とすることがある。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、学則及び国立大学法人筑波技術大学学生規程（平成17年規程第77号）の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年7月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月13日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。